

政策 III-2-(1)-②

1. 政策及び目標等

政策	金融行政の透明性・予測可能性の向上
達成すべき目標	金融行政の透明性・予測可能性が向上すること
目標設定の考え方及びその根拠	「金融サービス立国」を「民」の力によって実現するためには、市場規律を補完するため、透明性・予測可能性の高い信頼される金融行政が必要である。
測定指標	金融行政の透明性・予測可能性の向上の状況

2. 17年度重点施策等

17年度重点施策	<ul style="list-style-type: none"> ① 検査マニュアル・監督指針等の公表等 ② 検査プロセスの透明性・予測可能性向上の観点から、「金融検査に関する基本方針」に基づく検査等を実施 ③ 海外監督当局との情報交換及び報道機関に対する適切な情報提供 ④ 検査結果のフィードバック体制の充実 ⑤ ノーアクションレター制度の活用促進 ⑥ 破綻事例等の検討 ⑦ 財務局も活用した政策広報の充実
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> ① パブリック・コメントの実施状況 ① 公表状況 ② 検査実施状況（金融検査に関する基本指針の運用状況の検査モニターの実施状況等） ③ 海外監督当局との意見及び情報交換の状況 ③ 行政処分についての英訳文の公表 ④ 意見交換会における留意事項のフィードバック状況、指摘事例集の公表状況 ⑤ ノーアクションレター制度の改善に関する検討・実施状況 ⑤ 回答状況（回答実績） ⑥ 破綻事例等の検討状況 ⑦ 金融行政アドバイザリーの活動状況、財務局との連携状況

3. 政策の内容

「金融サービス立国」を「民」の力によって実現するためには、市場規律を補完する金融行政の透明性・予測可能性の向上が必要となることから、検査マニュアル、監

督指針等の策定・改訂の際の公表、「金融検査に関する基本指針」に基づく検査の実施、法令適用事前確認手続き（以下、ノーアクションレター制度）等に基づく照会への迅速・的確な対応、政府広報の充実等の諸施策を実施していくこととしています。

4. 現状分析及び外部要因

「金融改革プログラム」において、金融行政の透明性・予測可能性を向上させ、信頼される金融行政を確立するとの観点から示されていた諸施策（金融庁の行動規範（code of conduct）の確立等）を随時実施してきました。

5. 事務運営についての報告及び評価

(1) 事務運営についての報告

① 検査マニュアル・監督指針等の公表等

ア. 平成 18 年 3 月、金融機関等から業務の委託を受けた者に対する検査の実施にあたっての基本的な手続等に関する考え方を、パブリック・コメント手続に付したうえで策定・公表しました。

イ. 18 年 6 月、保険検査マニュアルの改訂にあたり、パブリック・コメント手続に付したうえで、公表しました。

また、同月、預金等受入金融機関の信託業務に係る検査マニュアルの整備にあたり、パブリック・コメント手続に付しました。

ウ. 17 年 7 月から 18 年 6 月までに行った監督指針等の改正等（15 件）についても、必要に応じパブリック・コメント手続に付したうえで、速やかにその趣旨、内容を公表することによって、行政の透明性の確保に努めました。

エ. 17 年 7 月、14 年 4 月から 17 年 3 月までに公表及び発出を行った業務改善命令等の不利益処分（財務の健全性に関する処分を除く）を、一覧性のあるものとして取りまとめた「行政処分事例集」として公表し、18 年 1 月に更新を行いました。

オ. 17 年 9 月、明確なルールに基づく公正で透明性の高い行政を効率的かつ実効性をもって進めていくため、「金融監督の原則と監督部局職員の心得（行動規範）」を策定・公表しました。

カ. 18 年 3 月、改正行政手続法の施行に向けて、関係者の予見可能性を高める観点から、各業態の監督指針における審査基準・処分基準を明確化し、一覧表として公表しました。

② 検査プロセスの透明性・予測可能性向上の観点から、「金融検査に関する基本指針」に基づく検査等を実施

17 年 7 月に検査プロセスを明確化等する観点から策定・公表した「金融検査に関する基本指針」に基づき、透明性・予測可能性の向上に努めました。また、金

融検査に関する基本指針の適切な運用を確保等する観点から、オンサイト及びオフサイトの検査モニターを実施しました。

③ 海外監督当局との情報交換及び報道機関に対する適切な情報提供

本事務年度に発動した7件の外資系金融機関に対する行政処分に際して、当該金融機関の本拠地の監督当局と情報交換を行うとともに、行政処分についての英訳文を公表しました。

④ 検査結果のフィードバック体制の充実

17年7月、金融機関自らの内部管理等の強化等を促す観点から、金融検査指摘事例集及び意見申出事例集を作成し公表しました。

⑤ ノーアクションレター制度の活用促進

17年10月、ノーアクションレター制度又はその運用上の改善要望に関するアンケート結果を公表するとともに、「金融庁における法令適用事前確認手続に関する細則」（以下「細則」という。）について所要の改正を行いました。

17事務年度におけるノーアクションレター制度に関する回答実績は、3件であり、制度創設からの累計は22件となりました。なお、細則改正以後の回答実績は、1件となっています。

⑥ 破綻事例等の検討

17年9月、「金融機関の破綻事例に関する調査」の委託調査を開始しました。

⑦ 財務局も活用した政策広報の充実

17年5月、「財務広報相談官会議」を開催し、各財務(支)局・沖縄総合事務局広報担当者と意見交換を実施しました。

また、同年9月、各財務(支)局において、金融行政アドバイザーを委嘱し、金融行政に対する意見等を頂くとともに広報活動に参画頂いております。18年2月には、各財務(支)局の金融行政アドバイザー代表者と意見交換会を実施しました。寄せられた意見等については、今後の検査・監督の実務に際しても重要な情報として活用することとしており、18年4月には、寄せられた意見に対する当庁の対応方針を公表いたしました。

⑧ 金融庁法令等遵守調査室の活動状況等

ア. 18年3月、公益通報者保護法の施行を機に、金融庁訓令において法令等遵守調査室の機能を明確化（法律の専門家による独立した調査に基づく是正措置等の勧告・是正）しました。

イ. 同月、上記の勧告・提言のフォローアップ等を着実に実施するため、長官を委員長とする法令等遵守委員会を設置しました。

ウ. 17年10月1日から18年3月末までの間、旧コンプライアンス対応室に寄せられた情報は30件で、このうち金融庁職員の行政上の行為の法令遵守に関する実名・連絡先入りの情報はありませんでした。

(2) 評価

金融行政の透明性・予測可能性の向上の状況

① 検査マニュアル・監督指針等の公表等

監督指針等の策定・改正についての内容の速やかな公表、「行政処分事例集」の作成・公表、「金融監督の原則と監督部局職員の心得（行動規範）」の策定・公表、監督指針等における監督上の着眼点や審査基準・処分基準の公表、業務委託先の検査についての基本的な手続等に関する考え方の策定・公表などの諸施策は、金融行政の透明性・金融機関の予測可能性の向上に向けて一定の成果があったものと考えています。

② 検査プロセスの透明性・予測可能性の向上の観点から、「金融検査に関する基本指針」に基づく検査等を実施

金融検査に関する基本指針の運用状況は、検査モニターの結果、双方向の議論について一部問題がみられるものの、検査の執行状況・検査手法の全般等について、全体として「満足」「概ね満足」との回答を頂いていることから、基本指針の着実な運用による、検査プロセスの透明性・予測可能性の向上に向けて、一定の成果があったと考えています。

③ 海外監督当局との情報交換及び報道機関に対する適切な情報提供

海外監督当局との情報交換及び報道機関に対する適切な情報提供により、海外監督当局との連携の強化が図られ、国外の報道機関に対しても適切な情報提供が行われたものと考えています。

④ 検査結果のフィードバック体制の充実

金融検査指摘事例集及び意見申出事例集の公表により、金融行政の透明性・予測可能性の更なる向上に寄与したものと考えています。

⑤ ノーアクションレター制度の活用促進

「細則」の改正は、ノーアクションレター制度において、「回答を行わない事案」として列挙しているものの一部廃止であり、同制度の活用促進、ひいては金融行政の透明性・金融機関の予測可能性の向上に資するものであったと考えています。

⑥ 破綻事例等の検討

1990年代以降の金融機関（銀行、証券会社、保険会社）の破綻事例を基に、第三者に委託して金融機関のビジネスモデルやリスク管理、経営管理等と破綻の関係を検証しており、金融行政にとっても金融機関の自己責任原則に基づく内部管理態勢の強化を促進する上で示唆に富むものと考えられます。

⑦ 財務局も活用した政策広報の充実

各地域で国民の皆様と直接接する財務広報相談官と意見交換を行ったこと、また、金融行政アドバイザーから直接、多くの意見を頂いたことは、今後の金融行政の企画立案及び事務運営の改善の為の貴重な材料として役立ちました。

以上のような重点施策の実施によって、金融行政の透明性・予測可能性の向上が図られたものと考えています。

6. 今後の課題

上記のような検査マニュアル・監督指針等の公表やノーアクションレター制度の活用促進等を通じて、今後も一層金融行政の透明性・金融機関の予測可能性の向上を推進していく必要があると考えています。

また、金融取引が高度化・複雑化し、市場の変動も激しい中で、行政処分等において行った法令解釈の周知及び行政処分に係る監督指針等の整備等により予測可能性の向上を図ることによって、法令違反行為等の再発防止に努める必要があります。

7. 当該政策に係る端的な結論

政策の達成に向けて一定の成果は上がっているが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要があります。

8. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

9. 注記（政策効果の把握方法又は評価に使用した資料等）

〔政策効果把握方法〕

政策効果は、下記に掲げる資料を参考にしつつ、把握に努めました。

〔使用資料等〕

- ・ 検査モニター結果
- ・ 「金融庁における法令適用事前確認手続（ノーアクションレター制度）に関するア

ンケート」結果

10. 担当部局

監督局総務課、検査局総務課、検査局審査課、総務企画局政策課